

2024年度 原子力事業者防災業務計画修正に係る主な修正点（案）

（主な修正点）

1. 社内組織改正に伴う反映【美浜、高浜、大飯】

1) 一部職位の統合を反映する（修正届出後の組織改正のため、附則にて対応）。

【反映先】

第2章第2節3、第5節2、3および9、第5章第1節および第2節、別図2-2-5

（美浜：No. 18、21、23、38、39、132、133、高浜：No. 17、20、22、36、37、43、133、138、139、

大飯：No. 17、20、22、36、37、131、132）

2. 福井県緊急時モニタリング実施要領改正*の反映【美浜、高浜、大飯】

1) 福井県緊急時モニタリング実施要領の改正*に伴い、緊急時モニタリングセンターへの貸与資機材が変更になるため修正する。 *2024年春頃改正予定

【反映先】

別表3-2-29、別表3-3-31、別表4-2-32、別表5-1-33

（美浜：No. 119、122～125、高浜：No. 121、127～130、大飯：No. 117、121～124）

3. 「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（原子力規制委員会）」の改正の反映

【美浜、高浜、大飯】

1) 原子力事業所内情報等伝送設備への非常用電源設備が整備されていること等を明確化する。

【反映先】

第2章第5節6

（美浜：No. 22、高浜：No. 21、大飯：No. 21）

2) 原災法第15条事象に至らない想定で事業者防災訓練を実施する場合の注意事項等を明確化する。

【反映先】

第2章第7節1、別表2-7-20

（美浜：No. 24、72、高浜：No. 23、75、大飯：No. 23、69）

4. シビアアクシデント対策等に関する資機材の記載様式見直し【美浜、高浜、大飯】

1) 保安規定に基づき発電所構内に常備している資機材と予備資機材の区別を明確化する。

【反映先】

別表2-3-6、別図2-3-14

（美浜：No. 50～54、143、高浜：No. 48～53、149、大飯：No. 48～50、142）

5. 原子力防災組織業務を委託する委託内容の変更【美浜、高浜、大飯】

1) 原子力防災組織業務の一部を委託するものの委託内容または法人の変更を反映する。

【反映先】

別表3-2-30

（美浜：No. 120～121、高浜：No. 124、大飯：No. 118）

6. 適用済み附則対応【高浜】

1) 特重等使用前検査完了後に適用した附則を削除する。

【反映先】

別表 3-1-24

(高浜 : No. 36、94~96、106)

2) 社内組織改正後に適用した附則を削除する。

【反映先】

別図 2-1-1

(高浜 : No. 36、132、133)

7. 過去提出済みの読み替え表の反映【美浜、高浜、大飯】

【反映先】

別図 2-2-10、別図 2-2-12

(美浜 : No. 139、141、高浜 : No. 145、147、大飯 : No. 138、140)

(添付資料)

2024年 関西電力(株)原子力事業者防災業務計画見直しスケジュール (案)

以 上